

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	と畜場法	担当課	薬務衛生課	検索番号	23-3
許認可等		根拠条項	法第14条		
(根拠規定)					
○と畜場法					
(獣畜のとさつ又は解体の検査)					
第十四条 と畜場においては、都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜をとさつしてはならない。					
2 と畜場においては、とさつ後都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜を解体してはならない。					
3 と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県知事の行う検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。					
一 この項本文に規定する検査のため必要があると認められる場合において都道府県（保健所を設置する市にあつては、市。以下同じ。）の職員が解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨又は皮の一部を持ち出すとき。					
二 厚生労働省令で定める疾病の有無についてのこの項本文に規定する検査を行う場合において都道府県知事の許可を得て獣畜の皮を持ち出すときその他の衛生上支障がない場合として政令で定めるとき。					
4 前三項の規定は、都道府県知事が特に検査を要しないものと認めた場合を除き、前条第一項第四号又はこれに係る同条第二項ただし書の規定によりと畜場以外の場所で獣畜のとさつ又は解体が行われる場合に準用する。この場合において、前項中「と畜場外」とあるのは、「獣畜の解体を行つた場所外」と読み替えるものとする。					
5 前各項に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、政令で定める疾病の有無についての検査に係るものは、前各項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、都道府県知事及び厚生労働大臣が行う。					
6 前各項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。					
一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病					
二 前号に掲げるもの以外の疾病であつて厚生労働省令で定めるもの					
三 潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常					
7 前項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定により都道府県知事及び厚生労働大臣の行う検査の方法、手続その他検査に関し必要な事項は、政令で定める。					
8 第一項から第五項までの規定により都道府県知事及び厚生労働大臣が行う検査の結果については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。					
○と畜場法施行令					
(検査の方法)					
第八条 法第十四条の規定による検査は、望診、検温、触診、解剖検査、顕微鏡検査その他の必要な方法により行うものとする。					
2 前項の検査の事務に従事する者は、清潔な器具を用い、必要に応じ、手指、器具等の洗浄又は消毒を行い、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。					

○と畜場法施行規則

(検査すべき疾病又は異常の範囲)

第十四条 法第十四条第六項第二号又は第三号に規定する疾病又は異常は、別表第三のとおりとする。
別表第三 (第十四条、第十六条関係)

Q熱、悪性水腫、白血病、リステリア症、痘病、膿毒症、敗血症、尿毒症、黄疸、水腫、腫瘍、旋毛虫病その他の寄生虫病、中毒諸症、放線菌病、ブドウ菌腫、熱性諸症、外傷、炎症、変性、萎縮、奇形、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、注射反応（生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。）及び潤滑油又は炎性産物等による汚染

(許認可等の基準)

○愛媛県と畜検査実施要領

(一般規程)

第1 と畜場法(昭和28年法律第114号。以下「法」という。)第14条の規定による検査は、と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)第8条及びと畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号。以下「省令」という。)第15条の規定によるほか、この要領により行うものとする。

第2 検査は、十分な照度の下で行うこと。この場合、必要な照度については、別表1のとおりとする。なお、照度は、獣畜、肉、内臓等の本来の色彩に変化を与えない光線であること。

第3 と畜検査員は、帳簿等を備え、検査を行った獣畜の種類及び頭数並びに省令第16条第1号、第2号又は第3号に掲げる措置をとった場合には、その措置の内容及びその措置をとった理由を記録し、保存するものとする。

(生体検査)

第4 法第14条第1項の規定による検査は、次により行うものとする。

- 1 獣畜は、清潔にし、付着したふん便、泥等不必要なものを除去して正しくけい留させること。
- 2 検査は、安静にけい留した獣畜について、とさつの直前に行うこと。
- 3 検査は、獣体各部の畜の見やすい構造の区画のある場保所で行い、必要に応じて保定設備のある場所で行うこと。
- 4 と畜検査員は、病歴に関する情報を確認した上で、まず望診を行ない、必要に応じて、触診、聴診等により異常の有無を調べ、異常を認めたときは、症状によりさらに精密な検査を行うこと。
(生体検査の結果に基づく措置)

第5 第4の検査を終了したときは、と畜検査員は、その結果により省令第16条第1号又は第4号に掲げる措置をとるほか次の措置をとるものとする。

- 1 疾病にかかり又はその疑いのある獣畜については、他の獣畜の処理がすべて終了した後に、当該獣畜のとさつ及び解解体を行わせること。ただし一般と畜場においては、施設内を著しく汚染するおそれがある等必要があると認められる場合は病畜と室で行わせること。また、当該と畜について、治療等が継続して行われていることが判明した場合には、動物用医薬品等の使用禁止期間が遵守されていることをと畜検査申請書等により確認すること。
- 2 異常が認められなかった獣畜については、検査番号票(合札)等により、解体時に当該獣畜に由来する頭、枝肉及び内臓であることが確認できるよう措置をとること。ただし、明らかに確認できると認められる場合は、この限りでない。

(解体前の検査)

第6 法第14条第2項の規定による検査は、必要に応じ、次により行うものとする。

- 1 血液の性状を観察し、異常を認めたときは、さらに精密な検査を行うこと。
- 2 法第13条第1項第2号又は第3号の規定によりとさつした獣畜については、まず一般外部検査を行った後、天然孔、排出物及び可視粘膜の状態についての検査並びに末梢血管から採取した血液の染色鏡検を行い、異常を認めたときは、その状態により、さらに精密な検査を行うこと。

(解体前の検査の結果に基づく措置)

第7 第6の検査を終了したときは、と畜検査員はそれぞれの結果により省令第16条第2号又は第4号に掲げる措置をとるものとする。

(と畜場外でとさつされた獣畜の扱い)

第8 法第13条第1項第2号又は第3号の規定によりとさつした獣畜については、一般と畜場においては、病畜と室で、簡易と畜場においては、他の獣畜の処理がすべて終了した後に、当該獣畜の解体を行わせること。ただし、一般と畜場においては、施設内を著しく汚染するおそれがある等必要があると認められる場合は病畜と室で行わせること。

(解体後の検査)

第9 法第14条第3項の規定による検査は、次により行うものとする。

- 1 と畜検査員は、病変部を切開するときは、当該病変部により肉、内臓、検査台、手指等を汚染しないように行うこと。
- 2 と畜検査員は、1頭検査するごと及び汚染の都度に検査刀等の検査に用いる器具を洗浄後83℃以上の温湯により消毒すること。また、手指については、1頭検査するごと又は汚染の都度洗浄消毒すること。洗浄後、手を拭く場合は、使い捨てタオル等を用い、手指の再汚染をさけること。
- 3 と畜検査員は、次の部分について検査を行うこと。
 - (1) 血液
 - (2) 頭、舌、扁桃、咽喉及びこれらの部分のリンパ節並びに諸腺
 - (3) 肺、気管、気管支、縦隔膜及びこれらの部分のリンパ節並びに食道
 - (4) 心臓及び心膜
 - (5) 横隔膜、縦隔膜及びこれらの部分のリンパ節
 - (6) 肝臓及びそのリンパ節並びに胆のう
 - (7) 胃腸、腸間膜及びこれらの部分のリンパ節並びに大網
 - (8) 脾臓及びそのリンパ節
 - (9) 膵臓
 - (10) 腎臓及びそのリンパ節並びに膀胱
 - (11) 乳房及びそのリンパ節
 - (12) 精巣及び陰茎又は卵巣、子宮、腔及び外陰
 - (13) 枝肉及びその内外側に見られるリンパ節
 - (14) 尾
 - (15) 皮
 - (16) せき髄
 - (17) 胎盤
- 4 検査は、望診及び触診によるほか、必要に応じ切開することにより行うこととし、さらに、次の各部位については、次に掲げる点に留意して検査を行うこと。ただし、検査に当たっては、鉤の使用は、最小限にとどめること。
 - (1) 頭
外側の咬筋を切開して検査を行うこと。また、下顎リンパ節、内外側咽頭後リンパ節、耳下腺リンパ節を細切して検査を行うこと。
 - (2) 心臓
心嚢（心外膜）を切開し、心臓外貌の望診を行うこと。縦軸に左右心室及び左右心房を切開して検査を行うこと。
 - (3) 肺
左右気管支リンパ節、前部縦隔リンパ節、中間部縦隔リンパ節、後部縦隔リンパ節を細切して検査を行うこと。
 - (4) 肝臓
肝門部のリンパ節を細切して検査を行うこと。肝実質の検査は望診及び触診によるほか、必要に応じて、肝臓の臓側面の左葉から右葉にむかい門脈にそって垂直に切開し、その切開面より胆管を縦に切開して検査を行うこと。
 - (5) 胃及び腸
望診及び触診によるほか、必要に応じて、腸間膜リンパ節等を細切して検査を行うこと。また、腸間膜リンパ節等を細切する場合は、検査刀による消化管の損傷により内容物が露出して消化管の漿膜面を汚染しないように行うこと。

なお、検査を行うに当たって消化管内容物が漏出した場合及び消化管を切開する必要がある場合は、消化管内容物の漏出等により正常部位の汚染がおこなならないように措置をとること。

(6) 腎臓

脂肪を分離し露出させて検査を行うこと。

(7) 乳房

乳房部ははく皮しないままと体から切除し、望診及び触診により異常の有無を確認すること。乳房は必要な場合を除き切開しないこととし、乳汁による汚染部位は完全に切り取ること。

なお、未經産牛の場合は乳房もはく皮を行い、枝肉と併せて検査を行うこと。

(8) 枝肉

左右枝肉の外見及び枝肉の内外側に存在する各リンパ節を、上方から下方にかけて望診及び触診し異常の有無を確認すること。リンパ節は必要な場合を除き切開しないこととし、潤滑油又は炎症性産物等による汚染部位は完全に切り取ること。

5 検査を行うに当たっては、臓器等を傷つけることによる汚染を防止するため、原則として鉤を使用しないこと。また、臓器等を切開する場合には他の臓器等の汚染がおこなならないように措置をとること。

6 と畜検査員は、第3号及び4号の検査を行う場合に必要があると認められる場合は横隔膜又は頸部から肉片を採取鏡検し、肉、内臓又は枝肉深部のリンパ節を細切し又は頭蓋を開き、頭部を縦断し、顔面を横断して検査すること。

7 検査により異常を発見し、さらに精密な検査を行うときは、検査結果が確定するまで、その措置を保留するものとする。

(解体後の検査の結果に基づく措置)

第10 第9の検査を終了したときは、と畜検査員は、それぞれの結果により省令第16条第3号又は第4号に掲げる措置をとるものとする。

(廃棄を命じたもの等の消毒方法)

第11 省令第16条第3号又は第4号の規定により廃棄を命じたもの及びウイルスに汚染された場所又は物件についての消毒方法は、別表2の基準に従うものとする。

(牛海綿状脳症の検査)

第12 牛海綿状脳症の検査は、「愛媛県牛海綿状脳症検査要領」に基づき実施するものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年2月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年5月1日から施行する。

別表1 必要な照度

検査場所	照 度
生体検査場所	110ルクス以上(床上0.9m)
解体前検査場所	540ルクス以上(検査面)
解体後検査場所	540ルクス以上(検査面)

別表2 消毒方法の基準

1 一般消毒方法

(1) 処理室、運搬車

次亜塩素酸ナトリウム(100~200ppm)、逆性石けん(2%)又は両性界面活性剤(0.5%)を散布、浸潤するか又はいずれかを用いて洗浄し、1時間以上経過した後に衛生的な水で十分に洗浄すること。

(2) 係留所、生体検査所通路その他の場所

次亜塩素酸ナトリウム(100~200ppm)、逆性石けん(2%)、両性界面活性剤(0.5%)又はクレゾ

ール水(3%)、石炭酸水(3%)又はクロール石灰水(5%)を十分に散布すること。また、土壌の場合はクロール石灰又は水酸化ナトリウム(2~3%)を十分散布すること。

(3) 汚水溝、処理廃水等

クロール石灰、消石灰を用いるときは汚水量の1/10以上、クレゾール水又は石炭酸水を用いるときは汚水量と同量以上になるよう投入し、攪拌して5時間以上放置すること。

(4) 機械器具その他

1時間以上煮沸若しくは流通蒸気による消毒をするか又は30分以上1kg/cm²以上の加圧蒸気消毒をすること。ただしこの方法による消毒が困難な場合は、次亜塩素酸ナトリウム(100~200ppm)、逆性石けん(2%)、両性界面活性剤(0.5%)又はクレゾール水(3%)に十分浸すこと。

(5) と体、肉、骨、内臓、血液、皮等

適当な大きさに切断し、1時間以上煮沸、流通蒸気消毒又は焼却炉により焼却すること。また、薬物消毒による場合はクレゾール水(3%)、石炭酸水(3%)又はホルマリン水(ホルマリン1:水34)に浸すこと。

(6) 汚物および消化管内容物

焼却するか又はクロール石灰若しくは消石灰を用いるときは汚物量のおよそ1/10以上、クレゾール水若しくは石炭酸水を用いるときはおよそ汚物量の同量以上を投入し、攪拌して5時間以上経過した後、他の場所に埋却すること。

(7) 接触した人

手指は逆性石けん(2%)、両性界面活性剤(0.5%)、クレゾール水(3%)又は石炭酸水(1%)に十分浸した後、衛生的な水で洗浄すること。被服類は1時間以上煮沸するか、流通蒸気により消毒するか、30分以上の加圧蒸気消毒をするか又はクレゾール水(3%)、ホルマリン水(ホルマリン1:水34)、石炭酸水(3%)若しくは両性界面活性剤(0.5%)に十分浸すこと。

2 芽胞形成菌に対する消毒方法

(1) 処理室、運搬車

次亜塩素酸ナトリウム(5000ppm)又はホルマリン水(ホルマリン1:水34)を十分散布、浸潤するか又はいずれかを用いて洗浄し、数日にわたり3回以上反復実施し、最終回には衛生的な水で洗浄すること。

(2) 係留所、生体検査所通路その他の場所

次亜塩素酸ナトリウム(5000ppm)又はクロール石灰を十分散布し、それを数日にわたり3回以上反復実施すること。また、土壌の場合は表面にクロール石灰又は消石灰を散布してから深さ20~30cm掘起し、これを搬出した後、クロール石灰又は消石灰を散布し、新しい土を入れること。この場合、搬出した土は焼却又は埋却すること。

(3) 汚水溝、処理排水等

次亜塩素酸ナトリウム又はクロール石灰を用い、遊離塩素が十分残存するまで投入すること。

(4) 機械器具その他

1時間以上煮沸若しくは流通蒸気による消毒をするか又は30分以上1kg/cm²以上の加圧蒸気消毒をすること。ただし、この方法による消毒が困難な場合は、次亜塩素酸ナトリウム(5000ppm)又はホルマリン水(ホルマリン1:水34)を散布、浸潤するか又はいずれかを用いて洗浄すること。

(5) と体、肉、骨、内臓、血液、皮等

焼却すること。血液等焼却困難なものについては煮沸消毒を準用する。

(6) 汚物および消化管内容物

焼却すること。血液等焼却困難なものについては煮沸消毒を準用する。

(7) 接触した人

被服類は焼却するか又は1時間以上煮沸若しくは30分以上の加圧蒸気による消毒をすること。

3 牛海綿状脳症に対する消毒方法

「愛媛県牛海綿状脳症検査要領」に基づき実施するものとする。

(注) 前記消毒方法によらない時はこれと同等以上の効果がある場合に限り実施することができる。